◎新潟県選挙管理委員会告示第50号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第45条第２項の規定により、令和４年５月29日執行の新潟県議会議員燕市西蒲原郡選挙区補欠選挙における点字投票に使用する投票用紙を次の様式により調製し、クリーム色の用紙に黒色のインクで印刷するものとし、かつ、これに押すべき新潟県選挙管理委員会の印及び点字投票である旨の表示は、黒色のインクで刷り込むものと定めた。

令和４年５月20日

新潟県選挙管理委員会
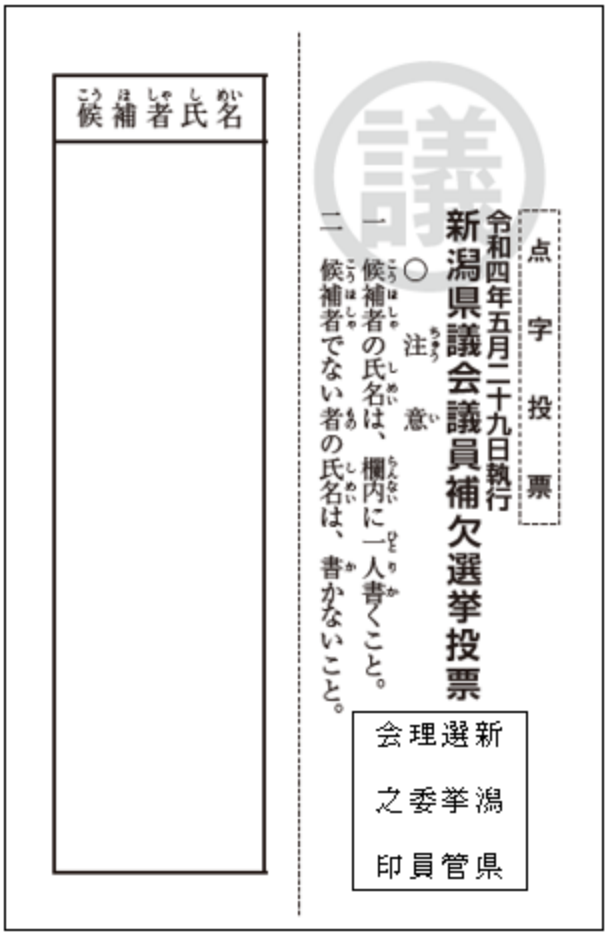
委員長　　天井　貞